

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について

(抜粋)

第2 不利益処分

1. 処分の基準

(1)第10条の規定による会員契約の締結等の業務に関する必要な指示

第10条の規定による会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関する必要な指示については、報告徴収又は立入検査等により、あるいはそれを行わなくとも、法令に違反する事実及び会員の利益が害されていることが明らかとなり、かつ、これらの違反等が比較的軽微なため、行政指導によって改善されると認められる場合に行うものとする。

また、指示の内容については、違反行為の違法性と指示内容の程度との相当性、さらに、類似の違法行為があった場合に比べ不当に差別的な取扱いとならないこと等を勘案して判断することとする。

(2)第11条第1項の規定による会員制事業者の業務停止命令

第11条第1項の規定による業務停止命令については、法令違反の事実が明白かつ重大である場合、あるいは、第10条の指示に従わない場合に限って、業務停止命令を行うものである。

また、命令の内容については、違反行為の違法性と命令の内容の程度との相当性、さらに、類似の違法行為があった場合に比べ不当に差別的な取扱いとならないこと等を勘案して判断することとする。

具体的な命令の内容としては、「新規の会員契約締結の停止、会員契約代行業務の停止」等が考えられる。

2. その他

第15条の規定による会員制事業協会の業務改善命令、第16条第1項による会員制事業協会の指定取消については、各条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、処分基準は制定しない。